

読谷村最低制限価格制度実施要領の一部を改正する要領について

改正後	改正前
<p>(対象工事)</p> <p>第2条 最低制限価格制度は、読谷村の発注する工事において、契約の内容に適合した履行を確保するために、予定価格が1,000万円を超える競争入札（総合評価方式は除く。）で発注する工事を対象とする。</p> <p>2 村長は、必要があると認めるときは、前項の規定に関わらず、最低制限価格を設けないことができる。</p> <p>(最低制限価格の設定)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった額に次に掲げる各号の割合に乗じて得た額の合計額とする。ただし、その額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては、10分の9.2を乗じた額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては、10分の7.5を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じた額</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>(4) 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額</p> <p>(入札の執行)</p> <p>第6条 入札の結果、最低制限価格を下回る価格での申込みをした者がある場合は、第2条に規定する工事の入札で最低制限価格を下回ったことにより失格と告げること。ただし、全ての者が最低制限価格を下回る入札を行った場合は、再度入札を執行することができる。</p>	<p>(対象工事)</p> <p>第2条 最低制限価格制度は、読谷村の発注する工事において、契約の内容に適合した履行を確保するために、予定価格が500万円を超える競争入札（総合評価方式は除く。）で発注する工事を対象とする。</p> <p>(最低制限価格の設定)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった額に次に掲げる各号の割合に乗じて得た額の合計額とする。ただし、各号の合計額が予定価格の10分の7に満たない場合、最低制限価格は、予定価格に10分の7を乗じた額とする。</p> <p>(1) 直接工事費の額</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額</p> <p>(4) 一般管理費等の額に10分の7を乗じて得た額</p> <p>(入札の執行)</p> <p>第6条 入札の結果、最低制限価格を下回る価格での申込みをした者がある場合は、第2条に規定する工事の入札で最低制限価格を下回ったことにより失格と告げること。</p>